平成２３年（フ）第４号
和歌山県田辺市上芳養1535番地
債務者　硲　榮二郎
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６３号
さいたま市桜区西堀４丁目11番７号1110
債務者　高橋　英雄
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
さいたま市桜区西堀４丁目11番７号1110
債務者　高橋　貞江
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
大分県津久見市中央町８番23号
債務者　宗　　聡史
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１５号
埼玉県久喜市桜田３丁目６番２―204
債務者　梅野　賢治
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
埼玉県川口市戸塚３丁目25番13号　ベクヴェーム102号
債務者　土屋　健志
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
千葉県旭市清和乙694番地４
債務者　髙木とも子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２９７号
新潟県南魚沼市大崎1276番地６、前住所新潟県柏崎市大字平井2891番地５
債務者　片桐　義昭
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
新潟県南魚沼市野中133番地１
債務者　大平みどり
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３６５５号
名古屋市中川区押元町２丁目41番地
債務者　勝　由加里
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
名古屋市昭和区御器所２丁目６番22号　天池ビル５―Ｄ号
債務者　日比野友香
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
名古屋市名東区延珠町701番地　水野ハイツ303号
債務者　髙橋　あい（旧姓嵯峨崎）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
名古屋市港区浜２丁目２番２号　グレースメゾン名海５―８Ｄ号
債務者　宮崎　義博
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３号
愛知県半田市板山町10丁目189番地
債務者　鈴木　賢二
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８号
岡山県倉敷市西中新田395番地10
債務者　島﨑　千晶（旧姓魚重）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
岡山県倉敷市福田町福田2359番地14
債務者　森　　浩典
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3806番地、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分川原4594番地２
債務者　伊地知悟志
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係